「長崎市子どもを守る条例」が施行

みんなでいじめ、児童虐待、体罰などをなくそう！

【問い合わせ】子育て支援課（☎829-1270）

いじめ、児童虐待、体罰など（以下「いじめなど」）は、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するもので、絶対に許されない行為です。

長崎市は、４月１日、「長崎市子どもを守る条例」を施行しました。条例では、いじめなどを防止し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを行うことを宣言しています。

私たち一人ひとりが、社会の宝であり未来の希望である子どもたちを守り、地域全体で子どもを育てましょう！

保護者の皆さまへ

今回の特集は、お子さんが健やかに成長するために大切なことをまとめました。ぜひ、お子さんと一緒に読んでいただければと思います。

条例のポイント

１．市全体で、いじめなどを許さないことを宣言

いじめなどは、どんな理由があっても、行われないようにしていかなければならないことを宣言しています。

２．市全体で子どもを守る取り組みを行うことを宣言

いじめなどを防止し、子どもを守る取り組みを、市、保護者、市民、事業者、学校や育ち学ぶ施設が、それぞれの役割に基づいて実施することを宣言しています。

３．広報や啓発、相談体制の充実

市は、いじめなどの防止や解決について、市民の皆さんの理解を深め、知識を広げるために、広報や啓発を行います。また、相談体制を充実させ、いじめなどに関する相談などに迅速に対応します。

市は、いじめなどがあった場合は、関係する人に対し、必要な支援を継続的に行います。

４．相談、通告、通報や情報の提供

いじめなどを受けたと思われる子どもを発見した人は、速やかに市、学校や関係機関などに相談、通報、通告や情報の提供など適切な対応をしなければなりません。

５．関係機関との連携の充実

市は、いじめなどの防止、早期発見及び対処に関する情報交換など、関係機関との連携を図るために「子どもを守る連絡協議会」を設置します。

６．深刻ないじめなどが発生したら・・・

市は、いじめなどに関して当事者から申し出があり、特に必要と判断した場合に、調査審議を行うため、専門家で構成される「子どもを守る専門委員会」を設置します。

「子どもを守る専門委員会」は、いじめなどの再発防止や解決について、必要な助言や支援を提案し、その後の子どもの見守りなどへの助言も行います。

あれ？もしかして…「いじめなどのサイン」を見逃さないで！

子どもたちがなかなか相談できないいじめ、児童虐待、体罰などがないか、次の例を参考に確認してみましょう。

- □ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- □ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- □ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- □ 服が汚れていたり、破れていたりする。
- □ 日常的に、泣き声やたたかれたりする音が聞こえる。

条例ではそれぞれの役割を定めています！

保護者

子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、愛情をもって子どもを育み、しつけなければなりません。

子どもに対し、いじめなどが許されない行為であることを十分理解させるよう努めなければなりません。

子ども

- 自分を大切にしましょう。
- 他の人を思いやり、お互いに仲良くしましょう。
- いじめなどを見て見ぬふりをしないようにしましょう。
- 悩みがあるときは、すぐに相談しましょう。

市民や事業者

市や学校などが行ういじめなどの防止の取り組みに協力するよう努めなければなりません。

市

保護者、市民、事業者、学校、育ち学ぶ施設や関係機関と連携して、子どもをいじめなどから守るための施策を総合的に実施します。

学校

子どもの思いやりのある豊かな心を育てるとともに、子どもが他の人と協調することができる力を育みます。

いじめなどの防止の取り組みと、早期発見・早期対応を行います。

育ち学ぶ施設（保育所、幼稚園、児童クラブなど）

子どもをいじめなどから守ることについて理解を深め、いじめなどを見過ごさず、子どもが安心して育つ環境づくりに努めなければなりません。

いじめ、児童虐待、体罰などに悩んでいたら・・・相談しよう！

こども 総合相談

専門の保健師、教員、心理士、家庭相談員などがさまざまな相談をお受けします。（保護者のかたも相談できます。）

【相談方法】

◇**専用電話** 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

☎ 825-5624 または **☎ 822-8573**

◇**来所**　平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
子育て支援課（市役所別館 1 階）

◇**E メール**
子育て応援ホームページ「e-kao」を検索し、「相談したい」→「子ども・子育て」→「E メールでの相談」へ。

ＱＲコード

そのほかの相談窓口

相談窓口		電話
教育研究所（不登校、障害のある子どもの就学ほか）		☎ 0120-556-275
学校教育課	（いじめほか）	☎ 829-1195
	（体罰）	☎ 829-1196
長崎こども・女性・障害者支援センター（児童虐待ほか）		☎ 844-6166
子どもの人権 110 番［法務局］（人権侵害）		☎ 0120-007-110
ヤングテレホン（子どもの非行）		☎ 0120-786-714
こども健康課（主に乳幼児の育児）		☎ 829-1255
全国統一 24 時間いじめ相談ダイヤル		☎ 0570-078310
チャイルドライン［子ども専用電話］（いじめ、体罰ほか）		☎ 0120-99-7777

地域の皆さんは、ぜひ、日ごろのあいさつや声かけなどを通して、子どもたちを見守ってください。いじめなどに遭っている子どもを見かけたら、速やかに学校や子育て支援課などにご相談ください。